

**Toshikai**

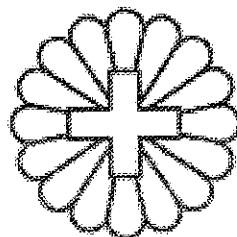
本気になれば  
世界が変わる

都師会 会報 23号



## 目次

1. ご挨拶
2. 各事業部報告
  - 【保健部】から
  - 【学術部】から
  - 【地域包括ケアシステム部】から
  - 【スポーツ事業部】から
  - 【総務部】から
  - 【広報部】から
3. 新連載「黄帝内経」の謎を解く
4. 保険情報案内
5. 総務部運営改善チームからお願い



# 1. ご挨拶

12月に入り徐々に冬らしい寒さになって参りました。例年なら「風邪を引かない様に」「飲み過ぎ食べ過ぎは控えて」等と挨拶するところですが、この冬は東京はじめ全国で新型コロナウイルス感染が再び拡大し外出自粛が呼びかけられ、「換気消毒」「3密禁止」が挨拶代わりになっています。

私達の周囲には自分の家族はじめ、患者様の中には感染したら重症化の恐れがある高齢者や基礎疾患の有る方々がいます。感染しても無症状の場合に、無自覚のうちにその様な方達に感染させてしまうリスクを1番恐れています。「コロナは、ただの風邪だ」と言ってコロナ感染を軽視する人がいます。確かに今までのインフルエンザ等と同じ様な「ただの風邪」なのかもしれません。しかし毎年ワクチンや薬があってもインフルエンザで数万人の人が亡くなります。今回の新型コロナウイルスはワクチンや薬が未だ無いので亡くなる人の数が目立っているのです。つまりワクチンや薬がなければ「そもそも人間はただの風邪で死んでしまう存在」なのではないでしょうか…

「生きていくこと」は病と闘い共存していくことに他ならず。いつの日にか新型コロナウイルスが「普通の風邪」になるまで衛生管理を徹底していくことは大切ですが、「あはき業」に携わる私達は更に「人間が持っている本来の生きる力」を賦活させ「風邪に負けない身体」作りの為に日々施術業に邁進していきましょう。



## 2. 各事業部報告

### 【保険部】から



① 会員の皆様、今年も大変お世話になりました。現在、保険局はコロナ禍のため講習かいがまだ行われていません。現在 WEB 講習会等の準備をしています。もう少しお待ちくださいませ。

② 平成31年1月から受領委任制度が導入され約2年になります。

制度の仕組みはシンプルでございます。もう一度ご確認ください。

#### 簡単チェック

この制度の仕組みは、施術者が医療保険で定める施術を行い患者様から一部負担金を受け取り、患者様等に代わって療養費支給申請書を作成・保険者へ提出・患者様等から受領の委任を受けた施術者が療養費を受け取る取り扱いです。

これまでは療養費の支給申請先ごとに判断されていましたが、制度が変わり厚生労働省で共通の取り扱いとして制度化されました。

また、受領委任の取り扱いは、この制度に参加する保険者等のみの取り扱いです。要するに参加していない保険者もあるので全国の保険者が参加しているわけではないのです。各保険者の参加する時期についてはそれぞれ異なるので現在も注意していく必要があります。制度に参加する保険者等については、参加する1ヶ月前までに厚生労働省のWEBに掲示されます。

③ 厚生労働省保健局保険課からお知らせがありました。

「あはき」療養費の長期・頻回の施術に関する償還払に戻せる仕組みの施工日は、令和3年7月1日になりました。

### 長期、頻回の者を償還払いに戻す手続きの具体例

①令和2年4月初療から2年のうち5ヶ月以上で16回以上、実施した場合は保険者から施術管理者及び患者に通知がきます。

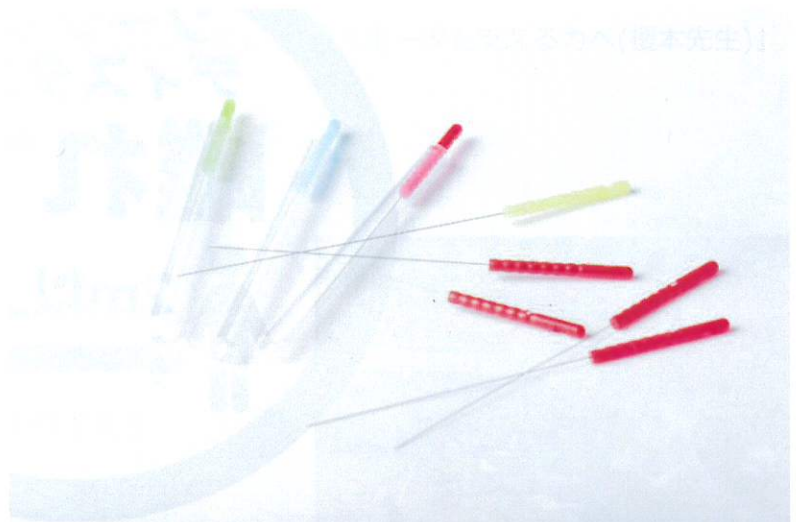
②時は流れ令和4年4月まで16回以上施術を実施すると令和4年5月には施術者から保険者へ施術の詳細理由と今後の施術計画書を保険者へ提出。

③令和4年6月、保険者が施術が必要と認める場合には施術管理者及び患者様に償還払いに変更することを通知します。

④令和4年7月より受領委任から償還払いとなります。

以上

保険部 皆川 浩一



## 【学術部】から



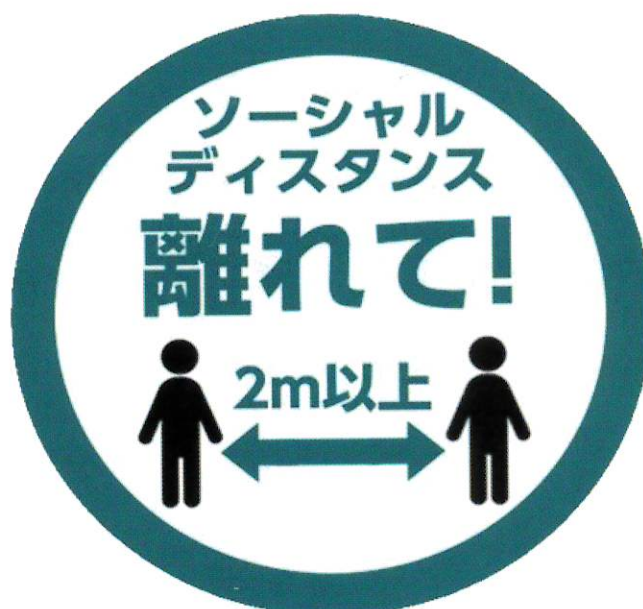
今期はコロナ感染拡大対策のため極力多人数が集まる講習会を減らし、WEB配信、少人数での開催を行っています。WEB配信は当会ホームページから「都師会チャンネル」に入り視聴して下さい

生涯研修の単位認定書をご希望の方は当会ホームページの各回講習会申込フォームからお申込みいただき、単位認定書希望と事務局までご連絡下さい。

# 令和2年度

## 東京都施術者委託講習会

Covit-19 のため今年度の講習会は  
三密回避による web 配信を中心に行っています。



**●第1回 WEB 配信での講習 10/25(日)に配信公開**

戸ヶ崎正男先生

「新型コロナ感染症と東洋医学」

1. 講演「コロナの捉え方と治療院の対応戦略について」
2. 「対談～自然治癒力を活かしコロナ禍を克服しよう」
3. 実技



**●第2回 WEB 配信での講習 11/08 に配信公開**

片桐正喜先生

「江戸の養生書『病家須知』の技法と思想」

**●第3回 WEB 配信での講習 11/23 に配信公開**

朝日山一男先生 全日本鍼灸マッサージ師会師会理事 スポーツ災害対策担当

榎本恭子先生 全日本鍼灸マッサージ師会師会スポーツ災害対策担当 神奈川県ポッチャ協会ケア部

「スポーツ講習 1 スポーツ現場で知っておきたい事(朝日山先生)、障害スポーツを支える力へ(榎本先生)」

**●第4回 実技講習 11/29(日)10:00～15:00**

中野総合体育館キリンレモンスポーツセンター

森井貴司先生 松村和輝先生 成田卓司先生 水野圭子先生

～ 7 ～



「スポーツ講習 2 -ボッチャを中心にスポーツ現場での実際」

● 第5回 WEB 配信での講習 12/07 に配信公開予定

狩野裕治先生 (群馬県師会代表理事 全日本鍼灸マッサージ師会師会業務執行理事・介護委員長)

長嶺芳文先生 (全日本鍼灸マッサージ師会師会副会長 財務担当 介護委員会委員)

「地域包括ケアシステム参入と健康づくりについて」

第1部 制度と概要(狩野先生)

第2部 介護予防において高齢者に多い疾患とその運動法について(長嶺先生)

● 第6回 12/05(土)1500-1700 公開収録 杉山和一記念館にて

WEB 配信予定 12/25

松本俊吾先生 杉山検校遺徳顕彰会学術部長・絃鍼会会長

「杉山流腹診と眞傳流管鍼術の実際」



● 第7回 WEB 配信での講習 R3/01/17 に配信公開予定

石原克己先生 日本伝統鍼灸学会会長 東京九鍼研究会会長

「新型コロナウイルス感染症に伝統医療はどうか/講義と対談の2部構成」

● 今後の予定

その他、「保険取り扱いについて」「鍼灸マッサージ師の経営について」



「松塾スペシャル」などの講習会を計画しています。詳細が決まりましたら、ホームページ等で告知致します。



□都師会常設講座 松塾・杉塾 報告 (4月~11月)



松



杉



●松塾は毎月第1土曜日 杉塾は第1日曜日 三密を防ぎながら少人数で開催しております

**松塾 講師・松田博公（都師会監事）**

月例会・第1土曜日午前10時～12時 都師会会館

4月4日（休講）

5月2日（休講）

6月6日（休講）

7月4日 「中国伝統医療の宇宙論」 「生き方」の書としての『黄帝内経』

8月1日 「中国伝統医療の宇宙論」 マンダラ図による概念化 [東京都委託施術者講習会として開催]

9月5日 「中国伝統医療の宇宙論」 ひとより尊い存在はない

10月3日 「中国伝統医療の宇宙論」 万物を繋ぐ「天数」への信仰

11月7日 「中国伝統医療の宇宙論」 治療も天道に反してはならない



**杉塾 講師・杉山勲（都師会理事）**

月例会・第1日曜日午前10時～午後5時 三田・東京都障害者福祉会館

4月5日 初心者のための講義と実技

5月3日（休講）

6月7日 初心者のための講義と実技 [東京都委託施術者講習会として開催]

7月5日 初心者のための講義と実技

8月2日 初心者のための講義と実技 [東京都委託施術者講習会として開催]

9月6日 初心者のための講義と実技

10月4日 初心者のための講義と実技

11月8日（休講）



## 【地域包括ケアシステム部】から

現在都師会では、地域包括ケアシステム参入を推進するためのプロジェクトを立ち上げました。メンバーは港区の黒澤さん、世田谷区の岡野さん、品川区の斉藤さん、それに私 江戸川区の石倉の3人です。



高齢化社会の到来にともない、2018年5月厚労省の発表によれば、2025年には介護職員の需要は245万人と見込まれるが、34万人が不足するとされています。このような状況下で我々鍼灸あんまマッサージ指圧師は、機能訓練指導員としてフレイルの予防やQOLの向上等に寄与する事ができます。介護分野で社会的に求められている課題に取り組む事は急務であり、各地域により貢献しながら我々「あはき師」が益々活躍できる場の確立を目指していきたくと思っています。

まずは現状を把握するために各市区町村での行政の取り組み状況を調査し、各地域で活動されている会員の方々のネットワークを構築しながら各人の認識や要望を探るためのアンケート実施等を進めて参ります。

コロナ禍の中で思うような活動ができない中、全日本鍼灸マッサージ師会副会長の長嶺芳文先生、全日本鍼灸マッサージ師会理事・介護委員長で群馬県師会代表理事の狩野裕治先生をお招きして地域包括ケアシステムに関してWEB講習会を行って頂きました。

今後 会員の皆様のご期待に添えるような地域包括ケアシステム部となるよう頑張るとともに、皆様のご協力をお願い致します。

石倉克彦

## 【スポーツ事業部】から

本年度はコロナ禍のため、予定されていた多くのスポーツ大会が中止になり、スポーツ現場でのケア活動がほとんどできない状況です。

その中であって 11/29(日) に第 2 回中野ボッチャ大会が開催され、スポーツ現場でのケア活動を行う事が出来ました。

今年の中野ボッチャ大会はこの秋に完成したばかりの麒麟レモンスポーツセンター中野総合体育館で行われました。一番大きなメインアリーナに間隔を充分確保してコートを設置し、参加者の動線を管理、マスク着用、手指消毒を徹底しながら感染拡大防止に努めて競技運営がなされていました。

競技エリアの傍らにケアブースを併設させていただきました。施術用ベッドの間隔を広く取り、受付やベッド周りで施術希望者が密になる事を避ける様にオペレーションしながらケア実習を行いました。今回はコロナ禍対応のため、先行して第 1 部の座学講習を WEB で行い、第 2 部の現場実習に備えるようにしました。

当日は 30 人を超える参加者とそのご家族を施術し、スポーツでの体調管理に、鍼灸マッサージが効果的であることをアピールすることができました。

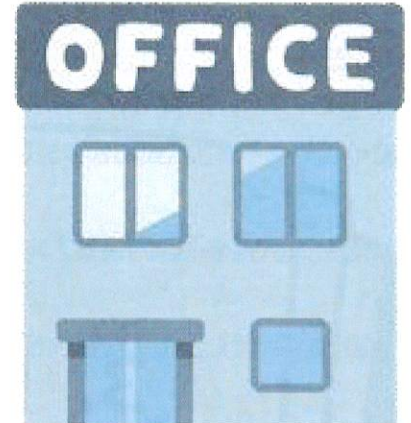
来年は延期されたオリンピック・パラリンピック開催が予定されていますが、その他のスポーツイベントも開催され、本格的にケア活動ができることを願っています。



## 【総務部】から

### 会館賃貸に関して

新しい入居者が決まりました。1階にメビウス治療院様、2階に株式会社保険鍼灸マッサージ協会様で、10月から入居されました。当会会員の方が経営されており、当会の活動をご理解して頂き賃貸契約を結んでおります。



## ●【広報部】から

前号でもお知らせさせていただきました、youtubeでの都師会チャンネルはもうご覧いただけましたでしょうか？東京都委託施術者講習会の動画がアップされています。過去の講習会アーカイブスも計画しています。



### 3. 『黄帝内経』の謎を解く

新連載!

「松塾」講義ダイジェスト

松田博公（まつだ・ひろきみ）先生



1945年神戸市生まれ。都師会監事。元共同通信社編集委員。国際基督教大学卒。東洋鍼灸専門学校卒。明治国際医療大学大学院（通信課程）修了。著書に『鍼灸の挑戦』（岩波新書）、『日本鍼灸へのまなざし』（ヒューマンワールド）、編著に『柳谷素霊に還れ』（医道の日本社）、論文に「中国伝統医療の宇宙論—『黄帝内経』千年の定説を覆す」（日本伝統鍼灸学会教育講演 2019年11月）などがある。

**(第1回) 「黄帝は修行を終え、天に登った」** ~『素問』で王氷が唱えた黄帝仙人説~

松田 博公



松塾では、もう7年以上、鍼灸の思想を学ぶために、二千数百年前の戦国時代以降の医学をまとめた中国の古典『黄帝内経』を読んできました。（『黄帝内経』は、現在、入手できる『黄帝内経素問』と『黄帝内経靈枢』の2冊の本を併せて言う習慣的な呼び方で、その名の1冊の本があるわけではありません。）ところが、『黄帝内経素問』（以下、『素問』）も、巻頭の上古天真論篇から謎ばかりです。

とりわけ大きな謎は、「黄帝」とは誰で、なぜ医学書に「黄帝」の名が付けられているのか、でしょう。日本の『黄帝内経』研究は、江戸時代からの長い歴史がありますが、このことは現在まで深く考えられて来なかったのです。

もし「黄帝」が古代神話の帝王の権威でカッコ付ける飾りではなく、何かの思想を象徴しているなら、『黄帝内経』というタイトルだけで、中身が分かるはずですが、内容を端的に表現することが、優れたタイトルの役割ですから。

では、「黄帝」に託された特別な思想があるのか、あるとすれば何か、黄帝は中国の戦国時代から漢代のどんな思想潮流のシンボルだったのか。それが分かれば、皆さんは、便利なことに、分厚い2冊の本の『黄帝内経』を読まなくても、タイトルだけで内容が分かるのです。ということで、この連載で、「黄帝」の素性を明らかにしましょう。日本ではだれもやって来なかった、本邦初の試みです。

このように言うと、『黄帝内経』を読んだことのある読者から、「黄帝って、仙人でしょう？」と突っ込みがあるかもしれません。その通りです。『素問』第1篇の上古天真論は冒頭に「黄帝」を仙人だと紹介しています。

(写真は、黄帝の想像図・Wikipediaより)

「昔、黄帝在り。生まれながらにして神靈，弱にして能く言い，幼にして徇齊（じゅんせい），長じて敦敏（とんびん），成りて登天す」（昔、黄帝がいらっしやった。生まれつき神秘的靈力があり、ごく幼いころから言葉を話し、小さいころから素速い判断を示し、成長すると誠実、敏達で、やがて仙人の修行を達成し、白日に天に昇って行った）

いま、私たちが読んでいる『素問』は、唐の時代に道教徒の王氷が、それ以前からあった『素問』を再編集して今の形にしたものです。黄帝についての上古天真論のこの文章は、王氷より前の時代の『素問』を素材に作ったほかの書物には見あたらないので、王氷が挿入したのだろつとされています。では、王氷は道教徒であり、自ら仙人になる修行をしていたので、黄帝仙人説をでっちあげた、のでしょうか。

そうかもしれないけれど、それだけではないかもしれません。というのは、王氷よりずっと昔、前漢時代の中期、武帝の時に、司馬遷がまとめた歴史書『史記』の封禪書や孝武本紀などの篇に、黄帝は仙人になったという説が語られているからです。平凡社の中国古典文学大系『史記』の翻訳から引用してみましょう。

「黄帝は首山の銅を採掘して、鼎（かなえ）を荆山（けいざん。河南省の南の山）のふもとで鑄造しました。鼎がちょうどできあがりましたとき、あごひげを垂れた龍があらわれまして、下りてきて黄帝を迎えたのです。黄帝が（龍の背に）上つてうまのりになり、なみいる臣下と後宮の女性たち従つて上る者が七十人余りになりますと、龍は上昇して去つたのでございます。とりのこされた小臣たちはよじ上れなかつたわけですから、皆して龍のひげをつかまえました。龍のひげが抜け落ちて落ち、（はずみで）黄帝の弓がぼたりと落ちました。人民たちが仰ぎみたときには、黄帝はもう天に上つたあとでした」（『史記』封禪書）



「黄帝が宝物の鼎と神聖な占いのめどきを得られたのは、ことしの己酉（つちのととり、きゆう）の日は朔旦（さくたん、ついたちの朝）が冬至にあたるので、天の紀律を得て、終わりにてまた始まる時だからこそですと鬼臾区（きゆく）が言うので、黄帝は朔日を推算され、その後、おおむね二十年にして再び朔旦に冬至になった。この二十年を基準に推算すること三百八十年にして、黄帝は遷化し、仙人として天にお登りになった」（『史記』孝武本紀）

自分が再編集した『素問』全巻の冒頭に黄帝とは何者かを説明する必要を感じていた王冰は、『史記』を読み、心から納得して仙人説を採用したのでしょうか。道教徒であったから、なおさらです。実は、この王冰が書いたとされる文章も、『史記』からの借用なのです。『史記』の五帝本紀篇には、黄帝をこう説明しています。

「黄帝なる者は少典の子なり。姓は公孫、名は軒轅（けんえん）という。生まれながらにして神靈、弱にして能く言い、幼にして徇齊（じゅんせい）、長じて敦敏（とんびん）、成りて聡明なり」

前漢の司馬遷による文章の最後は、「成りて聡明なり」になっていて、黄帝を普通の人間のように描写しています。それを、「成りて登天す（仙人修行を達成して天に登った）」と書き換えた王冰は、黄帝仙人説を強調したかったのでしょうか。

では、黄帝は仙人だという理解は、現在まで引き継がれているのでしょうか。そうやって来なかったのが、神祕主義と合理主義がせめぎ合い、儒教、道教、仏教が融合と論争を繰り返し、それに政治が絡む長い歴史を持つ中国の精神世界の複雑さです。中華民国の前の清代の初期には、黄帝を一般的な人間皇帝と理解する儒家的な合理主義が主張され、それが現在の中国医学の教科書の記述になっています。

今回は、今に至る「定説」といえる黄帝人間説を紹介し、それがいかにおかしいかを論理的に示してみましよう。

## 4. 保険情報案内

### 療養費の改定について

はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給について

はり、きゅう及びあん摩・マッサージ・指圧に係る療養費の算定については、今般、従前の施術料金等を下記のとおり改め、本年12月1日以降の施術分から適用することとしたので、関係者に対して周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏のないよう御配慮願いたい。

#### 記

##### 1 はり、きゅう

##### (1) 初検料

① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合

1,770円

② 2術（はり、きゅう併用）の場合

1,850円

(2) 施術料

① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合

1回につき 1,550円

② 2術（はり、きゅう併用）の場合

1回につき 1,610円

注 はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、電療料として1回につき30円を加算する。

(3) 往療料 2,300円

注1 往療距離が片道4キロメートルを超えた場合は、2,550円とする。

注2 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

(4) 施術報告書交付料 460円

## 2 あん摩・マッサージ

(1) マッサージを行った場合

1局所につき 350円

(2) 温罨法を(1)と併施した場合

1回につき 110円加算

注 温罨法と併せて、施術効果を促進するため、あん摩・マッサージの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合にあっては、150円とする。

(3) 変形徒手矯正術を(1)と併施した場合

1肢につき 450円加算

注 変形徒手矯正術と温罨法の併施は認められない。

(4) 往療料 2,300円

注1 往療距離が片道4キロメートルを超えた場合は、2,550円とする。

注2 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

(5) 施術報告書交付料 460円

## 5. 総務部運営改善チームからお願い



### メールアドレス教えてくださいか m(u\_u)m

昨年の台風東京直撃などの災害対応や、行政からの情報を速やかに会員の皆様にお伝えする為にメール連絡体制を作りたいと思います。今まで無かったのが不思議！今どき IT でしょ！！とお叱りを頂きながら、会員の皆さまにお願い致します・・m(u\_u)m

なお皆様からお預かりした情報は、厳重に管理し、当会からの連絡での使用に限らせて頂きます。

メール連絡に使用する PC またはスマホから

件名に「メール連絡用」

本文に「氏名と市区町名」を記入にて

都師会 [toshikai8811@ybb.ne.jp](mailto:toshikai8811@ybb.ne.jp) 宛に

メールを送信して下さい。



～編集後記～

Covit-19 という未曾有の事態の中、我々鍼灸マッサージ業界も大きな影響を受けた一年だったと思います。そんな中でも、第一波では東京都知事から、必要な社会インフラとしての営業継続許可が出るなど、業界の社会的地位の確立にも重要な分岐点となったと感じております。社会全体が疲弊していく中、今までは成し得なかった分野への貢献、他業種との連携など、様々な可能性も感じられたと思います。会報を作りながら一年を振り返り、また来年もこの業界でやっていく喜びを実感しております。

社会を壊すのも「人」であり、それを治すのも「人」であると思います。ぜひ、来年も業界全体が発展し、真のエッセンシャルワーカーとなっていけるよう尽力してまいりましょう。

都師会としても、業界の発展に向け様々な活動をして参ります。会員の皆様には、多種多様な場面でご協力をいただくこともあると思います。その際には、ぜひお力添え頂きますと幸甚でございます。

目に見えぬ驚異と向き合いながら迎える初めての年末となります。体調崩されませんよう、良い歳をお迎えください。

来年も引き続き宜しくお願い申し上げます。

理事 貝沼洋之

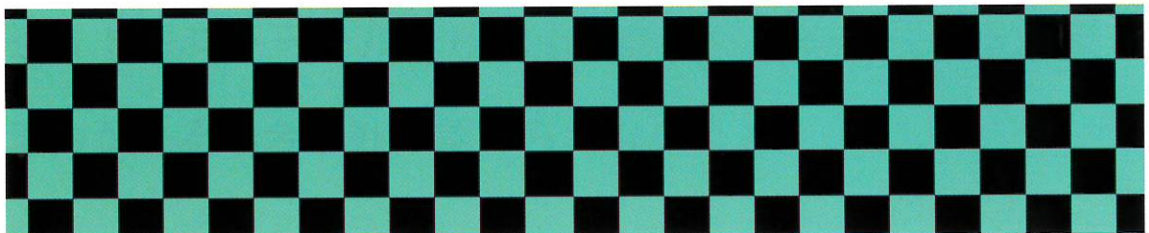
公益社団法人 東京都はりきゅうあん摩マッサージ指圧師会 会報 23号

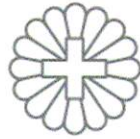
発行者 黒澤 淳

公益社団法人 東京都はりきゅうあん摩マッサージ指圧師会広報局

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町 37-4

TEL 03-3252-8811 FAX 03-3252-8813





TEL 03-3252-8811  
FAX 03-3252-8813

toshikai8811@ybb.ne.jp 



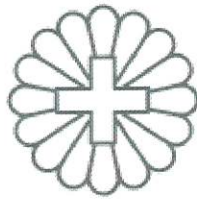
tokyotoshikai

tokyo89am



東京都師会チャンネル

<http://tokyo89am.or.jp/> 



**Toshikai**